

鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定事業者

染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有し、主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する中小企業者等（本補助金の交付に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者として、第5条第2項の規定に基づき認定した者（鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱（平成24年4月1日付第201100196973号鳥取県商工労働部長通知。）第6条第2項又はとっとりバイオフロンティア施設利用料補助金交付要綱（平成24年4月1日付第201100197160号鳥取県商工労働部長通知）第5条第2項の規定に基づく認定を受けている者（以下「既認定事業者」という。）を含む。）。

(2) 大学等

県内に事務所を有し、研究開発等を実施する研究者が所属する大学及び国立高等専門学校

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取大学発の染色体工学技術等を活用して医薬品（動物用を含む。以下同じ。）の開発に資する研究を行う事業を促進することにより、本県のバイオ産業の創出及び振興につなげることを目的として交付する。

(対象認定申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（既認定事業者を除く。）は、様式第1号による申請書を県に提出しなければならない。

(対象認定)

第5条 商工労働部長は、前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）を受けたときは、当該認定申請の内容を審査する。この場合において、当該認定申請を行った者が染色体工学技術等を活用して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組む者であるかどうかについて、別に定める専門知識を有する有識者に意見を求めるものとする。

2 商工労働部長は、前項の規定による審査の結果、認定申請の内容を適当と認めるときは、認定事業者として認定し、申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付)

第6条 県は、第3条の目的の達成に資するため、大学等と共同で行われる、染色体工学技術等を活用して医薬品の開発に資する研究事業（以下「補助事業」という。）を行う認定事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）

の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 2 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第 3 欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。また、事業実施期間は、同表の第 4 欄に定める期間とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第 7 条 本補助金の交付申請は商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式 2 号及び様式第 3 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 8 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 4 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

- 2 第 8 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（進捗状況報告の時期等）

第 10 条 補助事業者は、各年度の 9 月 30 日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の 10 月 15 日までに、様式第 5 号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の 9 月 30 日までに補助事業を完了又は中止若しくは廃止したときは、この限りではない。

（現地調査等）

第 11 条 知事は、前条第 1 項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

（実績報告の時期等）

第 12 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 15 日を経過する日
 - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 6 号及び様式第 3 号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 7 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第 13 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、その他交付目的を達成するための処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
 - 3 第 8 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

（補助事業の報告）

- 第 14 条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

（雑則）

- 第 15 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に交付決定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

別表

1 補助対象経費		2	3	4
区分	内容	補助率	補助金上限額	実施期間
人件費	職員人件費、アルバイト人件費	2 / 3	1,000 万円	年度内
旅費	補助事業者の研究者等が調査等を行うため又は技術指導を行う外部専門家を招聘するために行う国内の旅に要する経費			
謝金	外部専門家による技術指導に要する経費			
研究開発費	消耗品費（原材料、実験用動物、試薬類、分析用機器等に用いるもの等）、共同研究費、委託費、外注加工費、研究開発用機器購入借上費（当該補助事業に専用するものに限る）、産業財産権等取得導入費、使用料 等			
事務雑費	通信運搬費、会場等使用料、通訳翻訳費、資料購入費、印刷製本費等			

（注1）委託費は県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（注2）委託費及び外注加工費の補助対象経費の配分は、共同研究費を除く補助対象経費全体の50%以内とする。

認定事業者認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

補助金の交付を受けたいので、鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の概要

名 称			
本 社 所 在 地	(本社が県外の場合は県内の事業拠点の名称・所在地を併記すること)		
業 種			
創業年月日（法人設立年月日）	年	月	日
資本金（千円）		従業員数（人）	
事業概要			
事業実績	最近3カ年の実績	年間売上高（千円）	
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		
	年 月～ 年 月		

2 事業計画等

(1) 事業計画

○事業の必要性、目的、県内経済への波及効果など
○基盤となる技術の説明

(2) 資金計画

① 運転資金計画

名称	金額	積算内訳
人件費		
その他経費		
計		

② 資金調達計画

調達先	金額 (千円)	備考
自己資金		
借入金		
その他		
計		

3 提出書類等

(1) 会社概要、定款その他貴社の活動内容又は事業内容がわかる資料

(2) 直近の決算書 (貸借対照表及び損益計算書)

鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金事業計画書

1. 総括表

事業テーマ		
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
事業の概要	(簡潔に200字程度で記載)	
本事業の基盤となる染色体工学技術等の概要		
研究チームの構成	提案者	(名称・代表者名) (所在地) (担当者職氏名) (電話／ファクシミリ) (電子メール) (役割)
	大学等・企業等	(名称) (所在地) (担当者職氏名) (役割)
		(名称) (所在地) (担当者職氏名) (役割)
		(名称) (所在地) (担当者職氏名) (役割)

(注) 研究チームを構成する企業等の概要パンフレット等を添付してください。

2. 研究開発の概要

(1) 研究開発の背景及び目的

(2) 現在までの研究開発の状況

◇知的財産の取得、研究論文等の発表状況

(3) 今回行う研究開発における具体的な研究内容

(4) 今回行う研究開発の課題及び目標

3 新規性・独自性

(既存技術・製品と比べてどのような点に新規性、独自性等があるか)

◇知的財産が取得される可能性及び内容イメージ

4 医療現場・製薬企業等ニーズ

5 製品化又は事業化への見通し

6 研究開発の体制及びスケジュール

研究項目	担当 (所属名)	実施期間											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

7 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

(注) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

8. 県内事業者への発注が困難な理由

※補助対象となる経費のうち、県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合はその理由を記載すること。

9. 専門用語の解説

[添付書類] 会社概要 (パンフレット等) 及び直近の決算書

様式第3号（第7条、第12条関係）

鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科 目	予算（決算）額	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

（単位：円）

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 所要額	適 要 (算出根拠等)
			/	
合 計				

様

職 氏 名 印

年度鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付要綱（平成30年4月1日付第201800001992号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

年度鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業テーマ
2. 実施した内容
3. 今後の予定

鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金事業報告書

1. 事業テーマ
2. 事業期間 年 月～ 年 月
3. 事業実績概要
4. 事業成果
5. 今後の展開及び課題

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者名 印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県創薬事業化プロジェクト支援補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$$
 金 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。